

■提携会社



税理士法人タクトコンサルティング

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治安田生命ビル 17 階
Tel : 03-5208-5400 Fax : 03-5208-5490
<http://www.tactnet.com/>

■サービス提供会社



株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託

〒100-0005 東京都中央区八重洲 2-2-1 ダイヤ八重洲口ビル 4 階
Tel : 03-6703-0507 Fax : 03-6703-7725
<http://ejt.co.jp/>

■再委託先

相続手続きサービス
まとめて相続パック

「時間が無い」「煩わしい」「もめたくない」

すべて私たちが、まとめて対応致します。



『まとめて相続パック』とは・・・

遺産分割に伴う不動産、預貯金や有価証券などの名義変更手続き、生命保険金の請求、さらに役所への各種届出などの様々な相続手続きをまとめて代行するサービスです。

このサービスを利用することにより、相続人の皆様は、煩雑な遺産整理手続きから解放されます。

安心のワンパッケージサービス

税理士法人タクトコンサルティングが、800名を超える専門家の全国ネットワークを有する株式会社 エスクロー・エージェント・ジャパン信託（EAJ信託）と提携し、相続手続き業務をEAJ信託が司法書士事務所へ委託します。これにより、相続税申告及び相続手続きのワンパッケージサービスを提供します。

相続手続きでよくある悩み……

遠い相続人への連絡や、
内容の報告、予定の調整が大変。
(50歳代 女性)

相続人との人間関係が良好ではないので、
第三者がいた方がいい。(50歳代 男性)

何から手を付けていいかわからない。
(70歳代 女性)

金融機関や役所に、
何を聞いたら良いかわからない。
(60歳代 女性)

どうしても平日の昼間出かけないと
手続きができない。でも会社は休めない。
(50歳代 男性)

分からない事や、手続きのもれで、
時間ばかりかかってしまう。
(70歳代 男性)

銀行、証券会社、保険会社等に
何度も連絡を取ったり足を運ぶのが面倒だ。
(50歳代 男性)

戸籍や住民票を役所に何度も取りに
行くことになって、わずらわしい。
(40歳代 女性)

仕事が忙しくて、
なかなか手がつけられない。
(40歳代 男性)

何度も遠方から集まって、
押印手続きがわずらわしい。
(60歳代 女性)

全て夫に任せていたので、
財産の事が全く分からない。
(70歳代 女性)

手続きの全体像がわからない。
(60歳代 男性)

普段から付き合いのない夫の相続人を
どうやって探したらいいのか。
(60歳代 女性)

皆さんのこんな悩みを私たちが引き受けます。

法律的な知識を
持ったスタッフが
対応致します

相続人が
何度も集まらなくて
すみます

複雑な手続きも
代行
致します

公平かつ
迅速な手続きが
可能になります

サービスラインナップ

- 不動産の所有権移転登記手続き
- 預貯金の名義変更・解約手続き
- 上場株式・投資信託等の名義変更・解約手続き
- 死亡保険金の請求手続き
- 生命保険・損害保険の名義変更手続き
- 年金・社会保険の手続き
- 公共料金の名義変更手続き
- ゴルフ会員権・リゾート会員権等の名義変更手続き
- 自動車の名義変更手続き
- クレジットカードの解約手続き
- 携帯電話の解約手続き等

報酬表(速算表)

報酬算定財産額	A料金		B料金	
	料率	加算額	料率	加算額
5,000万円以下	0.90%	-円	1.35%	-円
5,000万円～1億円以下	0.66%	120,000円	1.00%	175,000円
1億円～2億円以下	0.42%	360,000円	0.63%	545,000円
2億円～3億円以下	0.36%	480,000円	0.54%	725,000円
3億円～5億円以下	0.24%	840,000円	0.36%	1,265,000円
5億円～10億円以下	0.21%	990,000円	0.32%	1,465,000円
10億円～	0.12%	1,890,000円	0.18%	2,865,000円

(最低報酬額：30万円)

(最低報酬額：45万円)

(注) 別途、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)がかかります。

A料金：再委託先の司法書士に不動産の登記(相続登記)を依頼される場合に適用する料金です。

B料金：再委託先の司法書士に不動産の登記(相続登記)を依頼せず、相続手続きのみを依頼される場合に適用する料金です。

報酬額=(報酬算定財産額×料率+加算額)+消費税等

報酬算定財産額は、相続財産を財産評価基本通達の規定により評価した金額(相続税評価額)で、借入金等債務控除前の金額です。但し、不動産、非上場株式、死亡保険金・死亡退職金などのみなし相続財産を除きます。

〈報酬の計算例〉

●報酬算定財産額が1億円の場合の報酬額(別途、消費税等がかかります。)

A料金適用 ⇒ 1億円×0.66%+12万円=78万円

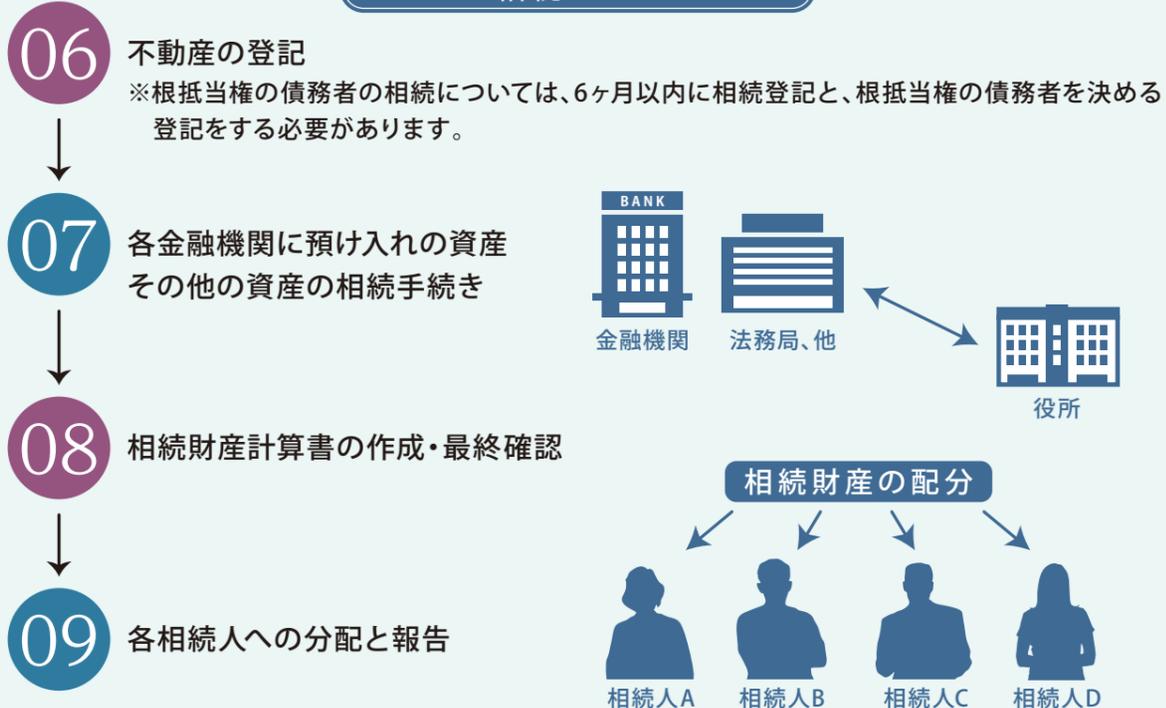
B料金適用 ⇒ 1億円×1.00%+17.5万円=117.5万円

※登記にかかる司法書士費用、登録免許税、その他実費が別途必要です。
※非上場株式の名義変更をご希望の場合は、別途見積りさせていただきます。

相続手続きの流れ



まとめて相続パックサービス



まとめて相続パック

Q & A

「まとめて相続パック」にまつわる
素朴な疑問や、具体的なお悩みを
わかりやすくお答えいたします。



Q 自分たちでするのはそんなに大変でしょうか？
A まず、相続人様と故人の関係性を証明するために、相続人様全員の戸籍から、故人のご両親や祖父母の戸籍等、相続人様の特定だけでも時間と労力がかかって大変だとお困りの声を多く聞きます。

Q 通帳は原本を預けないといけませんか？
A 最初の財産確定時にはコピーでも可能ですが、金融機関の手続きには原本が必要となります。

Q 期間はどれくらいかかりますか？
A 財産の種類と数によりますが、遺産分割協議書のお預かりから1~3ヶ月が多いです。

Q 複数の相続人のうち、一人だけをお願いしたいのですが、対応していただけますでしょうか？
A はい、お引き受けいたします。ただ、特別な対応が必要な場合もございますので、まずはご相談ください。

Q 自分で相続の手続きをしていましたが、とてもできそうにありません。手続きの途中ですが、お願いできますか？
A もちろん、お引き受けいたします。私もで行う手続き等をお打合せいたしますので、ご相談ください。

Q 相続人同士の仲が良好でなく、できれば会いたくないのですが、そんな状態でも対応してもらえるのでしょうか？
A はい、そのような相続人様からのご相談も多くいただいております。各相続人様個別に委任を受け、相続手続きから財産のお渡しまで一括してこちらで行いますので、ご希望であれば、皆様が顔を合わさなくても、対応することができます。

Q 生前、相続人が故人のために支払ったお金はどうなりますか？
A 相続人様間で了解されれば、故人の財産から立替金として出金することができます。

Q 最初にお願した財産から相続手続きしてもらっている途中で、また別の財産が出てきたときはお願いできますか？
A はい、可能です。その場合はすぐにご連絡ください。代表相続人様の依頼書へのご署名ご捺印をもって、手続を受領致します。

Q 契約終了後、別の財産が出てきた場合、対応してもらえますか？
A 契約終了時に、完了報告書にご捺印いただきますので、その後発見された相続財産につきましては別途対応となります。

Q 故人が海外財産を所有していたのですが、手続きしてもらえますか？
A はい、対応しております。ただ、海外財産が存在する国・地域、預託機関が存在する国・地域によっては、特別料金を頂戴しております。お取扱いが不可能な場合もございますので、予めご相談ください。

Q 相続人が海外在住なのですが、対応してもらえますか？
A はい、原則として対応しておりますが、特異なケースもありますのでご相談ください。海外在住の方自身に領事館に出向いてもらうなどのお願いをする事になります。

Q 費用はいつお支払いすればいいのでしょうか？
A 契約時に着手金として10万円(税別)をお願いいたします。残金は手続完了後に、手続に要した費用実費とともに請求いたします。但し、相続登記に必要な司法書士報酬や登録免許税については、別途、担当の司法書士へお支払いください。請求する金額は、着手金、残金の他、謄本取得、交通費、その他の実費の合計となります。